

**要望事項 (優先順位 5)**

国道及び河川の除草

**要 旨**

毎年、国道367号線の歩道や河川の除草作業を行っていただいておりますが、河川の樹木(小さいもの)や道にはみ出た枝等は残ったままになっていますので、これらの伐採もお願いいたします。

**回 答**

**(建設局)**

道路沿いの民有地から道路にはみ出た樹木の枝の伐採は、当該樹木(又は土地)の所有者が行うことが原則です。今後も地元の皆様の御協力をいただきながら、適切な樹木の管理をお願いしてまいります。

なお、道路上にはみ出た枝等のうち、大型バス等に接触し事故を誘発するおそれがあるもので、緊急性が高いと判断したものは、順次、左京土木事務所で枝打ち等を実施してまいります。

**(京都府京都土木事務所)**

京都土木事務所管理の河川に係る除草につきましては、計画的に実施しております。

河川内の倒木等について、お気づきの点があれば、具体的に御連絡いただきますようお願いいたします。